

# 行財政改革調査特別委員会 中間報告

当委員会では、平成18年12月定例会で設置されて以来、付託された「新市の健全な行財政改革に関する調査」を実施するため、具体的な調査項目を、行財政運営の現況と課題及び具体的な方策、健全な財政運営のあり方、議会の改革と定め調査を進めております。以下に今定例会での中間報告の要旨を掲載いたします。

今回は、第18回から第28回までの計11回における調査及び審査の経過と結果について中間報告を行いました。

まず、健全な財政運営のあり方を調査するため、「平成19年度二本松市の健全化判断比率及び資金不足比率」について担当部局から説明を受けました。

当市の状況は、健全化判断比率中、実質赤字比率は一般会計に実質赤字額が発生しなかったため、比率は発生しませんでした。

連結実質赤字比率は、公営企業等も含め実質赤字額が発生しなかったため、比率は発生しませんでした。

実質公債費比率は18.9%でした。18%を超えると地方債に対する県の許可が必要となります。当市では早期健全化基準の25%を下回っているものの、18%を超えたため、20年度より地方債の借入れを行う場合は許可が必要となります。単年度の一般財政相当額のうち、2割近くの支出が、負債の返済に充てられたことになり、財政構造の柔軟性が失われつつあります。

将来負担比率は、188%でした。当市では早期健全化基準の350%を下回っているものの、その将来負担額は、単年度の一般財源相当額の2年分近くに相当することを示しており、予断を許さない状況です。

各公営企業の資金不足比率については、当市においては、資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は発生しませんでした。

次に、市当局における、行財政運営の現況と課題及び具体的な方策を調査するために、「二本松市市政改革集中プラン行動計画改訂版」の内容について、担当部局から説明を受けました。

二本松市市政改革集中プラン行動計画は、平成18年3月に策定し、同年12月の改訂を経て現在に至っており、平成17年度から平成21年度までの5年間を改革の実施期間として定めております。

市政改革集中プラン行動計画の実施状況の説明では、平成17年度から平成20年度までに実施した改革と平成21年度予算編成の中で効果額が明らかになった改革についての説明を受け、平成17年度から平成21年度まで5年間で累計38億8,276万円の改革効果があったことが報告されました。市政改革全体的には概ね順調に進んでいるとのことでした。

次に、議会改革については、第19回から第27回にかけて調査研究を行いました。

特に議員定数については、各種団体の代表者の方々を対象に、議員定数についての意見を聞く会を開催することにし、その意見も判断材料として議員定数を議論していくことにいたしました。

各種団体代表者の声を聞く会には、16団体22名の参加がありました。主な意見としては、「他自治体の状況を参考にしつつ、二本松市の現況を考えると若干の削減はやむを得ない。」という意見や「地域間の格差拡大につながる恐れがあり、合併して日も浅いこともあるので、当面は30名を維持すべきだ。」という意見、「財政再建を進めるためにも、議員定数は大幅に削減し経費削減を行うべきだ。」などの意見がありました。全体的には、削減を求める声が多く聞かれました。

委員会として、各党派等の意見の調査も行いました。調査の結果、政策ネットワーク二本松、真誠会、公明党、中沢議員が「各種団体代表者の声を聞く会での意見を尊重し、全国同規模の自治体や県内他市の定数の現状を勘案する。」などの理由により、「定数を26名に削減する。」という結果でした。また、日本共産党二本松市議団は「合併し地域も広くなり、多様な民意が反映されないなど、住民の声が届きにくくなる。」などの理由により、「定数は現状維持の30名」という結果でした。

委員会としては、全会一致に至らないため、先例に従い、委員会での採決は行わないことが確認されました。併せて、委員会名での議案の提出は行わないことも確認いたしました。

## データボックス

福島県内59市町村のうち、二本松市は何番目に健全財政か？  
平成19年度決算に基づく健全化判断比率一覧(抜粋)

ベスト	市町村名	実質公債費比率	ベスト	市町村名	将来負担比率
1	磐梯町	3.6	1	大熊町	—
2	大熊町	3.9	2	檜枝岐村	—
3	檜枝岐村	7.6	3	古殿町	0.8
4	福島市	7.6	4	川内村	2.4
5	古殿町	9.6	5	檜葉町	7.6
6	飯館村	9.9	6	昭和村	10.6
7	いわき市	10.6	7	只見町	16.1
8	川内村	10.7	8	葛尾村	27.8
9	須賀川市	10.8	9	湯川村	36.9
10	檜葉町	11.0	10	福島市	42.7
	∫			∫	
42	二本松市	18.9	52	二本松市	188.0

# まちづくり調査特別委員会 中間報告

当委員会では、昨年6月定例会での中間報告以後6回の委員会を開催し、市の重要施策である、特に、二本松駅前周辺整備事業に係る市民交流拠点施設整備事業についての説明を受け、各委員の意見を述べてまいりました。以下に、今定例会での中間報告の要旨を掲載いたします。

平成20年7月17日の第22回の委員会では、市民交流拠点施設の建築確認申請について調査を行い、当局から、設計は確認機関である福島県県北建設事務所と協議を行いながら進めており、平成20年3月19日に建築確認事前協議書を提出し審査を受け、5月16日に本申請書を提出、消防署による審査を経由し6月2日に県北建設事務所に送致された後、保健所に合議され、6月16日に構造計算適合性判定の指定機関に送付されたとのことであります。

委員からは、許可が長引いている理由はとの質疑があり、当局から、平成19年6月の建築基準法改正により、特殊な建築物については第三者機関等による構造計算適合性判定が義務付けられたため審査に時間を要している旨の説明がありました。

次に、平成20年9月29日の第23回の委員会では、市民交流拠点施設整備事業の今後の日程等について調査を行い、予定どおりの工程で進んでいるとの説明を受けました。

次に、平成20年11月17日の第24回の委員会では、市民交流拠点施設立体駐車場建築工事開札結果について、落札業者が決定した旨の報告を受けました。これらについては平成20年11月臨時会に提案されたところであります。

次に、本年2月4日の第25回の委員会では、市民交流拠点施設の工事請負契約の変更について説明を受けました。これらについては平成21年3月定例会に提案されたところであります。

また、大山画伯作品展示・収蔵施設管理運営検討委員会からの報告については、管理運営の基本的な7項目について提言があり、名称は例として「大山忠作美術館」ということであります。

施設の管理運営方針については、地方自治法に基づく公の施設としての位置付けをし、施設の名称は「二本松市市民交流センター」ということで施設全体を位置付けし、3階は「大山忠作美術館」とし残りの部分は「市民交流館」とするということで説明を受けました。

なお、これらの条例は、平成21年3月定例会に提案されたところであります。

次に、本年5月28日の第26回の委員会ではセンターの指定管理者の指定方針について説明を受け、地域と一体となって施設の設置目的に沿った

自主事業運営が見込まれることから、関係規程に基づき、公募によらないで「NPO法人まちづくり二本松」を指定管理の候補者として選定したいとのことであり、これらの条例は平成21年7月臨時会に提案されたところであります。

また、現在、大山家で保管されている寄附作品について、今後の保管経費も市が負担すべきであるとのことで、6月定例会に所要の予算補正措置を提案する旨説明を受けました。

次に、本年8月6日の第27回の委員会では、前回同様、二本松市市民交流センター等について調査し、電気設備工事は外溝工事との関連で竣工期日は8月31日の予定であるが、建築確認完了検査は7月31日に実施されたとの説明を受けました。

以上が、平成20年6月定例会での中間報告以降、今日までの当特別委員会の調査の概要であります。

二本松市市民交流センターについては、施設本体の工事が完了し10月1日のオープンに向けて準備を進めているところでありますが、指定管理者の「NPO法人まちづくり二本松」と緊密な連絡調整を図りながら、関係部局一丸となって取り組み、利用促進に努めていただきたいと思います。

当委員会としても、この二本松市市民交流センターが、産業観光、芸術文化、生涯学習、そして中心市街地の活性化と市民交流の推進を図るための、真に賑わいづくりの拠点となる施設となることを強く望むものであります。



完成した市民交流センター